

石川県民糖尿病フォーラム

糖尿病患者さんが 困ったときの社会資源



浅ノ川総合病院
看護部 柳 美知代
リーシャルワーカー 松多 岳史

【はじめに】糖尿病患者さんへ

- 定期受診は必ず継続しましょう
- 困ったら必ず相談をしましょう
- 頼れる相談窓口を知っておきましょう
- 大切な人と、将来のことを考えて準備しましょう

このために社会制度をうまく活用しましょう。
ご自身で申請する必要がありますので、是非
知っておきましょう。

糖尿病患者さんが 利用できる社会資源



Q&Aでお送りします

- 医療費・生活費のことで困った
- 介護のことで困った
- 将来的なことで不安がある

医療費・生活費のこと

Q

医療費や生活費について困っています。どんな相談窓口とサービスがありますか？

医療費・生活費のこと

A

相談内容	相談窓口	サービス内容(例)
医療費	<ul style="list-style-type: none">● 病院ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳 (心身障害者医療費助成)
生活費	<ul style="list-style-type: none">● 地域包括支援センター● 病院ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none">● 傷病手当金● 障害年金

《解説》身体障害者手帳

視覚、聴覚、手足や臓器などに障害のある方に交付される手帳で、取得すると各種制度を活用できます。

身体障害者手帳で利用できる制度

【利用できる制度】

- 医療費の助成：概ね1～3級
- 税金の減免・控除
- 交通機関運賃の割引
- 有料道路通行料の割引
- 福祉タクシー利用券の交付

【利用できる制度】

病院医師、病院ソーシャルワーカー、市役所

《解説》身体障害者手帳3級以上の目安

3級以上の等級になる目安は以下の通りです。

相談内容	相談窓口
視覚障害	<ul style="list-style-type: none">● 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下● 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上
腎機能障害	<ul style="list-style-type: none">● 血清クレアチニン濃度が、5.0mg/dl～8.0mg/dl未満
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none">● 一上肢の機能の著しい障害 ※握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる機能の障害● 一下肢の機能を全廃したもの

《解説》傷病手当金

公的医療保険(協会けんぽ・各種共済組合等)が病気休業中に、給与が受けられない場合に**1年6ヶ月間に**渡って、**標準報酬月額の2/3程度**が支給されます。

傷病手当金の受給要件

1. **業務外の事由による病気やケガの療養**のための休業であること
2. **仕事に就くことができない**こと
3. 連続する3日間を含み、**4日以上仕事に就けない**こと
4. 休業した期間について**給与の支払いがない**こと

《解説》傷病手当金の手続き

傷病手当金取得の流れ

- ① 傷病手当金申請書(4枚セット)を準備
- ② 従業員が用紙(1・2)を記入
- ③ 会社が用紙(3)を記入
- ④ 主治医が用紙(4)を記入
- ⑤ 協会けんぽまたは健保組合へ支給申請

【相談窓口】

会社、かかりつけ医、病院ソーシャルワーカー

《解説》障害年金

現役世代(年金加入中)の方が、病気やけがによる障害を負い、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

年金の大分類	概要	受給の契機	年金の小分類
●老齢年金	所定の年齢に達することにより支給される年金	高齢になった	老齢厚生年金
			老齢基礎年金
●障害年金	疾病又は負傷(傷病)により、所定の障害の状態になった者に対して支給される年金	病気やケガのため身体に障害が残った	障害厚生年金
			障害基礎年金
●遺族年金	被保険者が死亡したときに、残された遺族に対して支給される年金	亡くなった後に、家族が残された	遺族厚生年金
			遺族基礎年金

《解説》障害年金の受給要件

障害年金は、下の3つの要件を満たせば受給が可能です。

傷病手当金の受給要件

①初診日要件

(初診日にどの年金制度の被保険者だったか)

②保険料納付要件

(年金保険料を所定の期間、納めてきたかどうか)

③障害状態該当要件

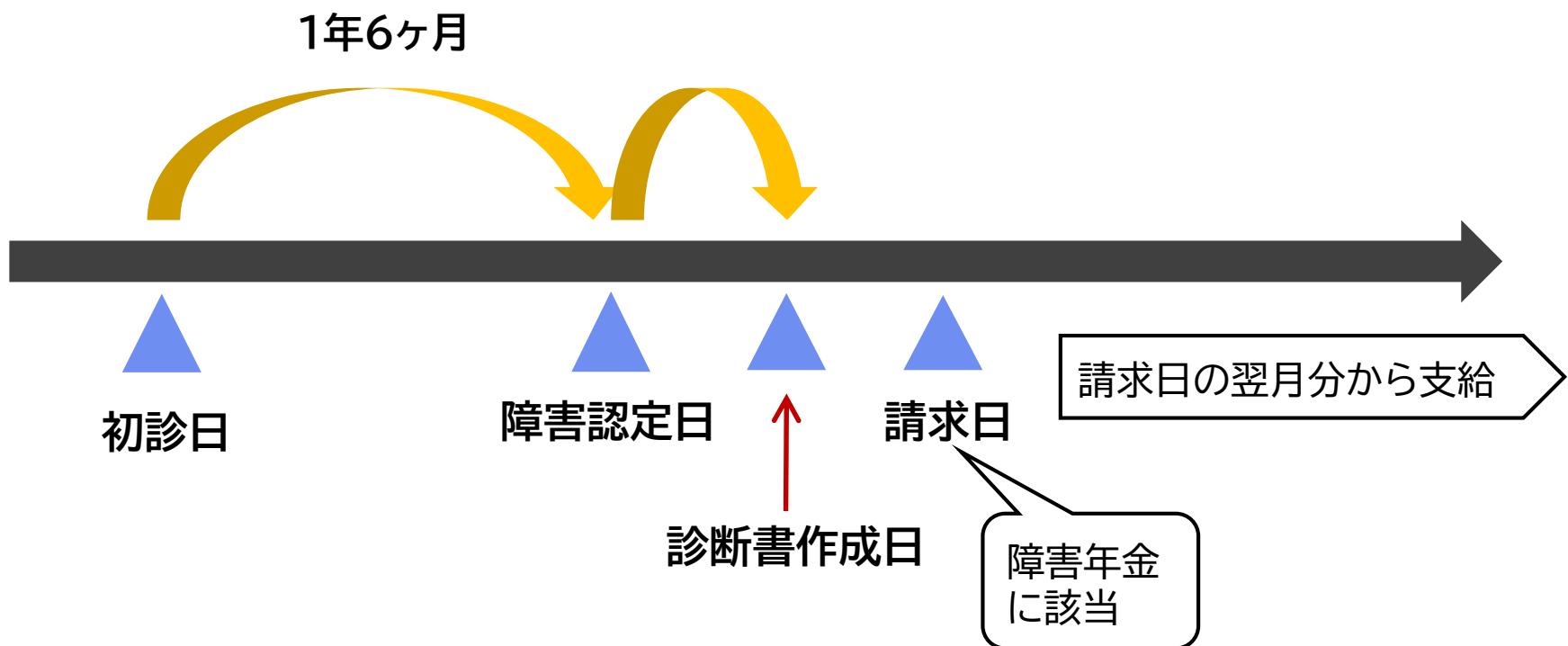
(障害認定日に障害等級に該当するかどうか)

【相談窓口】

病院ソーシャルワーカー、年金事務所

《解説》障害年金の“初診日要件”

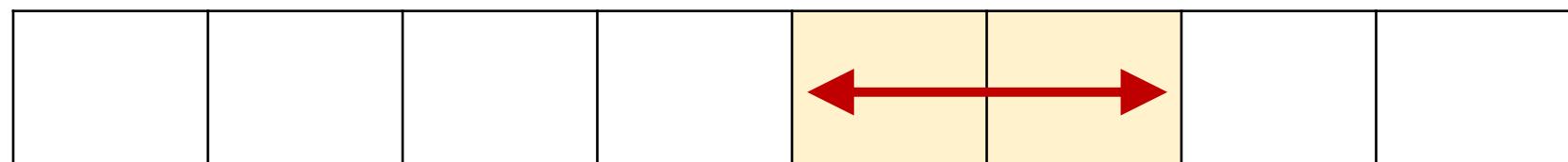
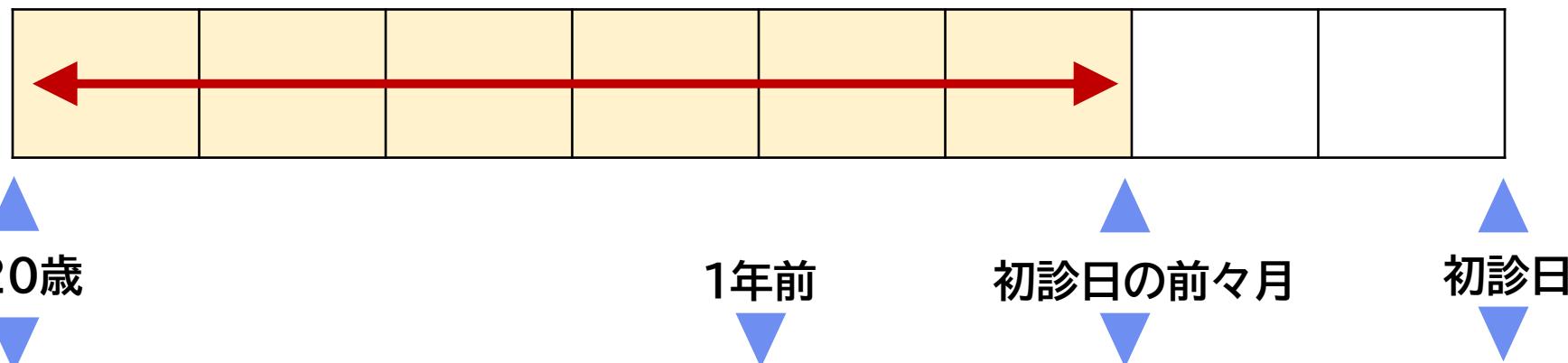
初診日に厚生年金に加入していれば障害厚生年金、国民年金に加入していれば障害基礎年金が対象となる。
※障害認定日(一般的に1年6ヶ月)を越してからの申請



《解説》障害年金の“保険料納付要件”

傷病にかかる初診日の、前々月までの被保険者期間についての、**加入全期間の3分の2以上納めていること**。または、初診日の前々月までの**直近1年間に未納がなければ受給できる**。

①全期間の3分の2以上納付



②直近1年間納付

《解説》障害年金の“障害状態該当要件”

障害認定日に、障害年金の等級に該当すれば受給できる。各障害部位の等級表を参考に判断する。

障害等級	状態
1級	他人の助けを借りなければ日常生活を送れない状態
2級	他人の助けは必要ではないが、日常生活は極めて困難であり、労働による収入を得られない状態
3級	労働に著しい制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする状態
障害手当金	軽度の障害状態

《解説》障害年金の受給額

障害年金も他と同様に、2階建ての構造となっている。障害基礎年金は1～2級、障害厚生年金は1～3級と障害手当金がある。

	1級	2級	3級	その他
【2階】 （上乗せ） 厚生 年金	障害厚生年金 (1級)	障害厚生年金 (2級)	障害厚生年金 (3級) 最低保障額 年586,300円	障害手当金 (一時金) 最低保証額 1,172,600円
	配偶者の加給年金 年224,900円	配偶者の加給年金 年224,900円		
【1階】 基礎 年金	障害基礎年金 (1級) 年977,125円	障害基礎年金 (2級) 年781,700円		
	子の加算 (第1・2子) 年224,900円 (第3子以降) 年75,000円	子の加算 (第1・2子) 年224,900円 (第3子以降) 年75,000円		

← 重い 障害の程度 軽い →

介護のこと

Q

自分や家族の介護のこと
で困っています。どんな
相談窓口とサービスが
ありますか？

介護のこと

A

相談内容	相談窓口	サービス内容(例)
食事について		<ul style="list-style-type: none">● 配食サービス● ホームヘルパー
運動について	<ul style="list-style-type: none">● (かかりつけ医)● 病院ソーシャルワーカー● 地域包括支援センター● ケアマネジャー	<ul style="list-style-type: none">● デイケア● デイサービス● 訪問リハビリ
内服について		<ul style="list-style-type: none">● 訪問看護● 訪問薬剤師● 服薬支援口ボ
介護施設について	<ul style="list-style-type: none">● 病院ソーシャルワーカー● 地域包括支援センター● (ケアマネジャー)	<ul style="list-style-type: none">● 病状や状態に合った介護施設の紹介

介護のこと

Q

介護保険のサービスは
何歳から利用することができる
可能ですか？

介護のこと

A

介護が必要になつた原因	～39歳	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳～ (第1号被保険者)
加齢に伴う 特定疾病 (16疾病)			
上記以外の 疾病・ケガ			

《解説》加齢に伴う特定疾病とは

1 がん(末期)	2 関節リウマチ	3 筋萎縮性 側索硬化症	4 後縦靭帯骨 化症	5 骨折を伴う 骨粗鬆症
6 初老期にお ける認知症	7 パーキンソン病関連 疾患	8 脊髄小脳変 性症	9 脊柱管狭窄 症	10 早老症
11 多系統 萎縮症	12 糖尿病性神経障害 糖尿病性腎症 糖尿病性網膜症	13 脳血管 疾患 (脳卒中)	14 閉塞性動 脈硬化症	15 慢性閉塞性 肺疾患
16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症			

《解説》食事を支援するサービス

配食サービス

- 介護保険対象外
- 1食600円前後
- 栄養バランスの取れた弁当をお届け
- 糖尿病食、塩分制限、食事形態等を相談できる
- 手渡しで安否確認
- 選んだ曜日に配達
- 冷凍の弁当の宅配も可



ホームヘルパー

- 介護保険対象だが、自費サービスもある
- ヘルパーが栄養バランスの取れた食事を調理する
- 介護保険では、同居家族がいる場合、サービスが利用できないこともある



《解説》運動を支援するサービス

デイサービス

- 心身機能の維持と向上
- 口腔機能の向上
- 社会参加の促進
- 他者との交流
- 余暇活動



デイケア

- 身体機能の回復と維持
- 健康管理
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- ADL動作の維持
- 他者との交流
- 社会参加の促進



訪問リハビリ

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご自宅を訪問し、心身機能の維持・回復、日常生活の自立を支援するために、(ご家庭環境に合わせた)リハビリテーションを行うサービス



《解説》内服を支援するサービス

薬剤師訪問サービス

- 自宅までお薬をお届け
- 薬の飲みやすく仕分け
(一包化やお薬カレンダー)
- 飲み方や飲みやすい形状
への相談・調整
- 効き目や副作用
- 残薬の調整



服薬支援ロボ

設定した時間になると、音声案内と画面表示で服薬を告知し、薬の過剰摂取や飲み忘れ、飲み間違い、誤薬防止を行う、介護ロボット



訪問看護

- 身体機能の回復と維持
- 健康管理
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- ADL動作の維持
- 他者との交流
- 社会参加の促進



《解説》介護施設について聞きたい

項目	内容
場所	<ul style="list-style-type: none">● 家族が通える範囲かどうか
経済状況	<ul style="list-style-type: none">● 長期的に、利用料の支払いが可能か● 介護度が重くなっても、支払いが可能か
介護の提供	<ul style="list-style-type: none">● 介護(ケア)の継続が可能か● 介護度が重くなっても、入所できるか
医療体制	<ul style="list-style-type: none">● 医療処置がどこまでできるか● 夜間、看護師がいるか(駆け付けられるか)
入院後の籍	<ul style="list-style-type: none">● 入院した場合に、籍がいつまであるか (最短1週間しか籍がない施設もある)
その他	<ul style="list-style-type: none">● 家族が面会できるか(頻度、場所など)● 生活パターンや趣味の継続

将来のこと

Q

将来的な介護や生活について、漠然とした不安がある。どうしたらよいでしょうか？

介護のこと

A

「人生会議」をしてみましょう。
いくつかの項目に分けて考え、
相談することで、“もしものとき”の備えができる
こともあります。

《解説》人生会議とは

人生会議とは、今後の治療・生活全般について、本人・家族と医療従事者らが、自らの意向に基づいて、元気なうちから話し合うことです。

話し合う内容

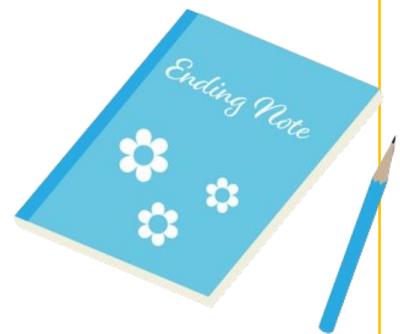


- 気がかりなこと
- 絶対に譲れないことや重要な価値観
- 介護(ケア)のこと
- 病気になったときに望む医療やケア
- 自分で意思表示ができないときに望む治療
- 自分の代わりに判断してほしい人
- 最期は誰とどこで過ごしたいか

《解説》人生会議の話し合う方法

話し合いの流れ

- ① 本人の意向を、家族・友人などと話し合い・相談する
- ② 話し合いの内容を記録する
- ③ 今後、関わる人々と共有する
- ④ 定期的に見直す
- ⑤ 状態が変われば、また話し合う



社会資源を利用する際の相談窓口

以下の4つのうち、複数の窓口を知っておきましょう

相談窓口	相談内容(例)
かかりつけ医	 <ul style="list-style-type: none">病気・病状のこと介護のこと
地域包括支援センター	 <ul style="list-style-type: none">介護・福祉サービスのこと生活費のこと
ケアマネジャー	 <ul style="list-style-type: none">介護・福祉サービスのこと
(病院)ソーシャルワーカー	 <ul style="list-style-type: none">介護・福祉サービスのこと医療費および生活費のこと

地区的地域包括支援センターを知ろう



石川県 地域包括支援センター

地域包括支援センターはよろず相談所です。是非ご自身の地区の、地域包括支援センターを知っておきましょう。

「**石川県 地域包括支援センター**」で検索するか、お住いの**市役所・町役場の介護保険担当課**にお問い合わせください。